

## 海上保安能力強化に関する方針について

〔令和4年12月16日〕  
海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定

海上保安能力強化に関する方針について別紙のとおり定める。

なお、海上保安体制強化に関する方針（平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）は廃止する。

## 海上保安能力強化に関する方針

## 1 海上保安庁の任務及び体制

## (1) 海上保安庁の任務

海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るという任務を果たすため、国内の関係機関のみならず、国外の海上保安機関等とも連携・協力体制の強化を図りつつ、領海警備、治安の確保、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を行っている。

## (2) 海上保安庁の体制

海上保安庁は、日本全国に11の管区海上保安本部や67の海上保安（監）部等を設置し、一元的な組織運用がなされている。

主要な装備については、平成28年に決定した「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、整備を進めており、平成28年度から令和4年度末までに、大型巡視船8隻、航空機12機（無操縦者航空機1機、測量機1機及び練習機6機を含む。）、大型測量船2隻等が就役し、船艇383隻及び航空機92機の運用となる。そのうち、遠洋海域進出が可能となる1,000トン型以上の大型巡視船は、ヘリコプター搭載型巡視船を含めて71隻を占める。

また、定員については令和4年度末時点においては14,538人、令和4年度予算額は2,231億円となっている。

## 2 我が国周辺海域を取り巻く情勢

## (1) 尖閣諸島周辺海域の緊迫化

尖閣諸島周辺海域では、平成20年12月に中国政府に所属する船舶が初めて領海侵入し、その後も、中国海警局に所属する船舶（以下「中国海警船」という。）等による領海侵入が相次いでおり、近年にあっては、ほぼ毎日接続水域内での航行が確認されるなど、緊迫した情勢にある。

平成28年8月には、約200隻から300隻の中国漁船が尖閣諸島周辺海域に集する中、中国漁船に続いて多数の中国海警船等が領海侵入を繰り返すといった事象が発生し、尖閣諸島周辺の接続水域においては、過去最大の15隻の中国海警船等が同時に確認された。

また、令和2年には尖閣諸島周辺の接続水域における中国海警船の年間確認日数が333日、令和3年7月には尖閣諸島周辺の接続水域における連続確認日数が過去最長の157日となっている。

さらに、令和2年からは、領海内において操業等を行う日本漁船に中国海警船が近づこうとする事案が多発しており、令和4年7月にはこれに伴う領海侵入時

間が過去最長の 64 時間 17 分となるなど情勢が一層緊迫化している。

中国海警局については、平成 30 年 7 月に、中国海洋法執行機関に係る機構改革が行われ、中央軍事委員会の傘下に移管されて以降、活動が活発化しており、令和 3 年 2 月には中国海警法も施行されている。平成 27 年以降、外観上明らかに機関砲を搭載した中国海警船が尖閣諸島周辺海域で航行しているのが確認されており、また、尖閣諸島周辺海域への来航はないものの、1 万トン級の中国海警船の存在も確認され、最近では、中国海軍艦艇の中国海警船への転用が進められている状況にあるなど、中国海警船の勢力増強、大型化・武装化が顕著である。なお、尖閣諸島周辺海域では引き続き外国漁船（日本漁船以外の漁船をいう。以下同じ。）による活動も続いている。

#### (2) 予断を許さない日本海大和堆周辺海域等

我が国周辺海域は世界でも有数の漁場として知られ、多数の漁船が操業する海域である。中でも大和堆周辺海域は、日本海有数の好漁場であり、近年、我が国排他的経済水域内において外国漁船による違法操業が後を絶たない。同海域では、令和元年 8 月に水産庁の取締船や海上保安庁の巡視船に北朝鮮籍とみられる高速艇が接近し、巡視船に対して小銃のようなものを構えるなどの事案が発生したほか、令和 2 年 9 月にも北朝鮮公船を確認している。

また、北海道や本州東方、小笠原諸島周辺海域をはじめとした我が国排他的経済水域付近の公海上において、多数の外国漁船による操業も確認されるなど、日本漁船の安全確保の観点からも、引き続き予断を許さない状況が続いている。さらに、北方四島周辺海域などにおいては、ロシア側による「訪船」や「だ捕」がこれまで発生してきている。

#### (3) 外国海洋調査船等の活発化等

我が国周辺海域において、外国海洋調査船等による我が国の同意を得ない調査活動等が多数確認されている。こうした活動は、東シナ海や日本海のみならず沖ノ鳥島・南鳥島周辺海域等の遠方離島海域にも及ぶなど広域化している。

また、令和 4 年 6 月には、中国海洋調査船が石垣島周辺の我が国排他的経済水域内において、再三の中止要求にもかかわらず、我が国の同意を得ない調査活動を行うなど、中国側は我が国周辺海域における活動を活発化させている。

さらに、令和 3 年から 4 年にかけて、我が国が大陸棚延長を国際機関に申請している九州・パラオ海嶺南部海域について、中国は、中国海洋調査船を派遣して海洋調査を実施し、我が国の主張を否定しようとする科学論文を複数発表している。

#### (4) 我が国周辺海域における大規模・重大事案等の懸念

中国については、既存の国際秩序と相容れない独自の主張に基づき、東シナ海、南シナ海などで、力及び威圧による一方的な現状変更やその試みを継続しており、特に南シナ海では、軍のみならず、中国海警局やいわゆる海上民兵との関連も指摘される大型の中国漁船を活用して、周辺諸国に対しての圧力を強めている。また、令和 4 年 8 月の中国による台湾周辺での一連の軍事行動、特に、日本の排他

的経済水域を含む日本近海への弾道ミサイルの着弾を含め、数多くの課題や懸念が存在している。

北朝鮮については、令和4年に入ってから、かつてない高い頻度で、かつ、新たな態様でのミサイル発射を繰り返しており、日本漁船の操業や日本船舶の往来がある我が国の排他的経済水域を含む日本海や太平洋に弾道ミサイルを着弾させるなど、挑発を執拗かつ一方的にエスカレートさせており、予断を許さない状況となっている。

ロシアについては、ウクライナ侵略が続く中、日露関係は厳しい状況にある。

国際テロについては、世界各地でテロ事件が多発しており、現下のテロ情勢は依然として非常に厳しい状況であり、原子力発電所等の重要インフラへのテロ脅威はもとより、ドローンを使用したテロ等の新たなテロ脅威も課題となっている。

サイバー空間についても、国家間の競争の場となっており、近年、国家等の関与が疑われるサイバー攻撃が多く発生している。また、高度なサイバー能力を有する国家機関等が他国の重要インフラへのサイバー攻撃を行ったとされる事例も指摘されるなど、重大な事態への発展のリスクをはらんでいる。

これに加えて、近年では、領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後、更に増加・拡大していく可能性がある。

この他にも、我が国周辺海域では、多数の死者・行方不明者を伴う海難、大量の薬物密輸事案などの重大事案が発生しており、また、顕著な大雨や大型台風等をはじめとした深刻な被害をもたらす自然災害の頻発、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模災害発生の懸念も存在している。

### 3 海上保安能力強化の基本的な考え方

海上保安庁は、その設立当初から法執行機関として、国内法及び国際法に則り、海上の安全や治安の確保を図っており、近年、力及び威圧による一方的な現状変更やその試みに対しては、法とルールへの支配に基づく海洋秩序の維持を訴えるとともに、尖閣諸島周辺海域の領海警備に当たっては、事態をエスカレーションさせることなく業務を遂行し、武力紛争への発展を抑止しているなど、我が国の安全保障上、重要な役割を担っている。

そのため、今般、新たな国家安全保障戦略等を踏まえ、巡視船・航空機等の整備といったハード面での取組に加え、新技術の積極的な活用や、警察、防衛省・自衛隊、外国海上保安機関等の国内外の関係機関との連携・協力の強化といったソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力、すなわち、厳しさを増す我が国周辺海域の情勢等に対応するための海上保安業務の遂行に必要な能力を強化するものとする。

#### 4 強化すべき6つの能力

海上保安能力に関して、強化を行う必要のある主たる能力は、以下の6つの能力とする。

##### (1) 新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力

尖閣諸島周辺海域における中国海警船や外国漁船の領海侵入事案に対応するため、尖閣領海警備専従体制及び外国漁船対応体制の整備のほか、中国海警船の大型化・武装化や増強に対応するための巡視船等の整備を進めてきたところ、これに加え、中国海警船や大型中国漁船の大量来航など、あらゆる事態への対処も念頭に、これに対応できる巡視船等の整備も進め、更なる体制強化を図る。

また、警察、防衛省・自衛隊をはじめとする関係機関との連携・協力を一層強化するとともに、情報収集分析能力の強化やサイバーセキュリティ上の脅威に対応するための情報通信システムの強靱化にも取り組むことにより、効果的かつ効率的で持続性の高い尖閣領海警備能力を構築するものとする。

##### (2) 新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力

広大な海域において外国公船、外国漁船、外国海洋調査船等やテロ等の脅威に対する監視体制を重点的に強化するため、無操縦者航空機をはじめとした新技術を活用するものとし、無操縦者航空機と飛行機・ヘリコプターとの効率的な業務分担も考慮した監視体制を構築するとともに、監視拠点の整備を進める。また、次世代の衛星と人工知能（AI）を総合的に活用した情報分析等による情報収集分析能力の強化のほか、監視情報の集約・分析等に必要な情報通信体制の構築、警察、防衛省・自衛隊をはじめとする関係機関との連携・協力の一層強化を図ることにより、隙の無い広域海洋監視能力を構築するものとする。

##### (3) 大規模・重大事案同時発生に対応できる強靱な事案対処能力

現下の厳しいテロ情勢や北朝鮮による執拗かつ一方的な挑発的行動、後を絶たない外国漁船による違法操業、自然災害の頻発等を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処、離島・遠方海域における領海警備、多数の外国漁船による違法操業への対応、住民避難を含む大規模災害等への対応など、大規模・重大事案への対応が求められる場合であっても適切に対処するために必要な巡視船等の整備を進める。

また、中国海警船等が大量に尖閣諸島周辺海域に集結する場合に、全国から巡視船等の緊急応援派遣を行ったときでも、各管区で必要な業務を支障なく遂行し、かつ、他の大規模・重大事案が同時に発生した場合であっても対応できる体制を確保する。

さらに、想定される事態と必要な措置等を見据え、新技術の活用も念頭に置いた対応体制の整備を進めるとともに、警察、防衛省・自衛隊等の関係機関との連携・協力の一層強化を図ることにより、強靱な事案対処能力を構築するものとする。

##### (4) 戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力

いかなる事態に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、警察、防衛省・自衛隊等の関係機関との情報共有・連携体制を一層強化する。特に、海上保安庁と防衛省・自衛隊は、それぞれの役割分担の下、あらゆる事態に適切に対応するため、情報共有・連携の深化や、武力攻撃事態時における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定や共同訓練の実施も含めた、各種の対応要領や訓練の充実を図るものとする。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進する。

さらに、厳しさを増す安全保障環境や海洋政策課題の複雑化・広域化に対応するための海洋状況把握（MDA）分野における諸外国等との連携・協力による情報ネットワークを強化するとともに、海上保安分野の学術的な研究・分析や提言の対外発信力の強化を図るものとする。

#### （５）海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力

他国による我が国周辺海域での海洋権益の主張や海洋調査の実施及びその成果の発信に対し、我が国の海洋権益及び海洋情報の優位性を確保する。このため、測量船や測量機器等の整備や高機能化を進めるとともに、取得したデータの管理・分析及びその成果の対外発信能力の強化や、外交当局等の国内関係機関との連携・協力を図る。これらにより、海洋権益確保に資する海洋調査等を計画的かつ効率的・効果的に実施できる能力を構築するものとする。

#### （６）強固な業務基盤能力

上記の海上保安能力を着実に強化していくため、必要となる人材の確保・育成や定員の増員、教育訓練施設の拡充等を進めるとともに、サイバーセキュリティ上の新たな脅威にも対応した情報通信システムの強靱化を図るものとする。

また、巡視船・航空機等の整備に伴って必要となる基地整備や、巡視船艇・航空機の活動に必要な運航費の確保、老朽化した巡視船艇・航空機の計画的な代替整備を進めるとともに、巡視船の長寿命化を図るものとする。

さらに、効率的かつ効果的な業務遂行や省人・省力化の観点からも、人工知能（AI）等の新技術の活用に向けた取組を推進していくものとする。

### ５ 必要な勢力等の整備

海上保安能力の強化に必要な巡視船・航空機等の勢力等については、必要性や緊急性の高いものから段階的に大幅な増強整備を進めるものとし、情勢の変化等に臨機に対応するため、定期的に必要な見直しを行うものとする。

### ６ 留意事項

（１）本方針の内容は、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを見直してい

- くこととし、我が国周辺海域を取り巻く情勢等に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における情勢を十分に勘案した上で検討を行い、必要な修正を行う。
- (2) 本方針は、「国家安全保障戦略」や「総合的な防衛体制の強化」等の我が国の他の諸施策との連携・整合を図りつつ、本方針を踏まえて、海上保安能力確保のための体制や運用の強化のための所要の経費及び定員の確保を行う。<sup>(注)</sup>
- (3) その際には、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(「骨太の方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定))等の財政健全化に向けた枠組みの下、効率化・合理化の徹底に努める。

---

<sup>(注)</sup> 令和 9 年度における海上保安庁の当初予算額を令和 4 年度の水準からおおむね 0.1 兆円程度増額